

支えあい、安全安心に暮らせるまち ～やすらぎづくり～

14 心つながる暮らしの安心

1 10年後に目指したい将来像

誰もが社会的に孤立したり孤独に苦しむことのない社会が実現しています。社会保険制度、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度などの暮らしのセーフティネットが充実かつ安定的に機能し、誰もが地域社会の中で自立した生活を送ることができています。

2 10年後に避けたい三田の状況	3 10年後に目指したい三田の状況	取り組み
A 様々な原因により日常生活に問題を抱える個人や家庭が増え、有効な対処をすることができず、多くの人が大きな不安を抱えながら生活しています。	→ 各々の具体的な問題について気軽に助けを求め、遠慮なく支援を受けられる環境の中で、人々の課題が解決や改善され、不安が解消しています。	①
B 社会的な孤立や孤独が増え、多くの人が身体的・精神的・社会的健康を損ない、生きる意欲が低下しています。	→ 社会的な孤立や孤独に陥る人がなくなり、社会とのつながりの中で、自分らしく生きている人が増えています。	②③
C 生活に困窮する人が増加し、それぞれの状況に応じた適切な社会保障や支援が受けられず、最低限の生活も維持できない人が増えています。	→ 生活に困窮する人に係るセーフティネットが充実し、経済的自立・日常生活自立・社会生活自立への支援が、生活の安定向上につながっています。	④
D 高齢化、医療の高度化により医療費が増大し、健康保険や医療費助成制度の運営が困難となり必要な医療が受けられなくなっています。	→ 所得・年齢・障害など個々の状況に応じた医療にかかる経済的支援が安定的かつ適切に行われ、市民誰もが安心して必要な医療を受けています。	⑤
E 低所得者等の住宅確保要配慮者の増加により、安心して暮らせる住まいの確保が困難になっています。	→ 住まいを確保する住宅セーフティネットが構築され、低所得者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らすことができています。	⑥
F	→	

5 成果指標

新規・継続	取り組み	指標名	単位	指標の目指す方向性	累計・単年度	基準値(基準年)	目標値(R8)	指標の算出方法・算出根拠
新	①	自殺死亡率	%	↓	単年度	8.1(R元)	6.4	人口10万人当たり年間自殺者数 国の大綱(R8にH27の3割減)に準拠
新	①	三田市権利擁護・成年後見支援センター相談件数	件	↑	単年度	215(R2)	300	三田市権利擁護・成年後見支援センター新規相談受付件数
継続	④	生活保護受給者に対する就労支援による新規就労者数	人	↑	単年度	12(R2)	15	生活保護受給者等就労自立促進事業及び被保護者就労支援事業により新たに就労に結び付いた人数

4 取り組み

市民
 ◆市民一人一人が日頃から、助け合い、支え合いの意識を大切にし、声掛けなど、他者を思いやり心を通わせあう積極的なコミュニケーションに努めます。
 ◆社会の一員として地域との関わりを持つとともに、できる範囲で新たなつながりづくりに努めます。
 ◆生活保護受給者及び生活困窮者は、公的扶助その他の支援を受けるとともに、自身の状態に応じた自立を目指します。

事業者・団体等

◆地域が主体的に顔の見える関係づくり、気軽に参加できる居場所づくりに取り組みます。
 ◆事業活動、団体活動の中で、孤立の見守りや声掛けなどに関し実施できることに取り組みます。
 ◆生活困窮者等の社会生活自立(必要な社会的能力を習得し地域社会の一員として充実した生活を送ること)等に対して、行政と連携して支援に努めます。

行政

① ライフステージに応じて多様化・複合化する課題への対応

8050問題、ダブルケア、権利擁護、自殺防止など多様化する課題や、これらの複合的な課題、狭間のニーズへ対応するため、相談者の属性や分野を問わない包括的な相談機能、支援の充実を図ります。SNSなどICTを活用し誰もが相談に容易にアクセスできる環境づくり、気兼ねなく相談や助けを求めることができる機運の醸成を図ります。

② 社会的孤立・孤独の防止と地域におけるつながり強化の取り組み

多様な担い手や関係協力機関と連携して、社会的に孤立する人を把握し、地域や社会とのつながりをつなぎ戻し、またつながりを生むための環境整備として、相談支援や見守り活動の推進など、重層的なセーフティネットの構築を進めます。孤立・孤独を個人の問題でなく社会の問題ととらえ、孤立の防止につながる啓発等を推進します。

③ おせっかい文化の醸成

人間関係の希薄化を克服し、つながりに満ちたコミュニティ社会を目指して、仮称「三田版おせっかい文化」(他者への思いやりをもって互いに心を通わせ積極的につながるコミュニケーション文化)を醸成します。醸成にあたり高齢者や障害者など多様な人々の交流の場づくりやICT活用などによる新たなコミュニケーションの展開を図ります。

④ 生活困窮者等自立支援の推進

生活保護の適正運用により生活のセーフティネットを確保するとともに、生活困窮者の自立促進を図るため、経済的自立、日常生活自立、社会生活自立を含む包括的継続的な支援を実施します。引きこもりを孤立と生活困窮につながる課題ととらえ、関係機関と連携し、当事者や家族へのアウトリーチ型支援などサポート事業を推進します。

⑤ 社会保障制度等の適切な運営

公的年金制度の啓発及び相談を関係機関と連携して実施し、市民の適切な年金受給に寄与します。県や後期高齢者医療広域連合と連携し、国民健康保険制度、後期高齢者医療保険制度、福祉医療費助成制度の持続可能で安定的な事業運営に努めるとともに、市民が必要な医療を適切に受けられる環境を維持します。

⑥ 安心して住み続けられる住まいの確保

高齢者、障害者等の身体的状況等に応じた住まいを確保し、安心してできるだけ自立した生活が続けられるよう、福祉施策とも連携しながら、多様な住まい方、住環境づくりに取り組みます。公営住宅の提供など、低所得者等の住宅確保要配慮者への住居の安定を図ります。

◆主要な条例・規則◆

三田市国民健康保険条例、三田市国民健康保険税条例、三田市後期高齢者医療に関する条例、三田市営住宅の設置及び管理に関する条例

◆関連計画◆

第2次健康さんだ21計画(三田市自殺対策計画)